

議案第 19 号

橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

橋本市立学校給食センター条例(平成 18 年橋本市条例第 109 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表
下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1) 名称	橋本市学校給食センター	名称	橋本市学校給食センター
(2) 位置	橋本市隅田町河瀬 188 番地の 2	位置	橋本市紀見 58 番地
			高野口学校給食センター
			橋本市高野口町向島 124 番地

附 則

この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。